

難民への緊急支援のお願い

難民とは

命や自由が脅かされているため、やむを得ず母国を逃れ、他国に保護を求める人々です。

次の4つの条件を満たす場合、難民条約(日本は1981年に加入)で難民として保護されることが定められています。

①出身国の外にいる。②迫害を受ける恐れがあるという十分に理由のある恐怖を有する。③その恐怖は、人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由としている。④出身国の保護を受けることができない、又は上記のような恐怖を有するためにそれを望まない。

日本にも世界各国から、難民が保護を求めて来ています。東海地域は、関東に次いで難民申請者が多い地域です。


名古屋難民支援室(DAN)とは

東海地域に暮らす難民や難民申請者が、法的に保護され、安定して自立した生活を送れるよう支援する団体です。

2012年7月9日に開設、2013年2月1日に特定非営利活動(NPO)法人として登記しました。

事業の3本柱は、①難民・難民申請者への支援、②難民についての理解促進、③支援者とのネットワーク構築です。

年間約100名の新規相談と、1,000件の継続相談が寄せられています。

	〒460-0002 名古屋市中区丸の内 2-1-30 丸の内オフィスフォーラム 601		
	代表理事: 名嶋聰郎(弁護士)		
	TEL: 070-5444-1725	E-MAIL: info@door-to-asylum.jp	担当者: 羽田野真帆
	WEB: door-to-asylum.jp		facebook.com/door.to.asylum

緊急支援のお願いの背景

新型コロナウイルスの影響により「密」対策として名古屋出入国管理局に收容されていた難民申請者が、就労許可や健康保険などの保障が皆無の状態で見放されたり、就労資格がある難民や難民申請者が、コロナ禍において解雇されたり仕事を減らされ職を失ったりして、大変困窮しています。日本において難民申請者に対する法的な支援の保障はありません。

東海地域唯一の難民支援を専門とするDANには、コロナ禍で難民や難民申請者からの生活相談が増えています。が、ニーズに即して緊急支援を提供できない場合、その後連絡が取れなくなることが多く、難民の孤立や困窮の深刻化を招きます。しかし、現状では、直接かつ迅速に提供できる食料がありません。

日ごろ、東海地域の支援団体の協力を得て、難民への支援を行っていますが、協力先のフードバンクでは、需要(困窮者)に対して供給(食料)が少ない状況や、平時から主食となる米が足りていない状況があります。

元コープあいち職員 加藤優美子さんの支援への思い

2021年1月20日、懐かしい人からメールが届きました。難民支援に取り組む名古屋難民支援室の羽田野さんから、「新型コロナウイルスの影響で東海地方の難民の方々が困窮している、頼みの綱の食糧支援団体が活動しにくい状況なので、自分たちでも何とかしたいが経験がない。そこで、コープあいちがフードバンクに食品提供をしていることを、以前聞いたことを思い出して連絡させていただいた」という内容でした。羽田野さんとは、「アジアの平和、食と文化フェア」(アジアフェア)を事務局の一員として参画を呼びかけたご縁で知り合いました(2019年)。アジアフェアは多様な人々との共生を遠望する目的で、まずは地域の団体・個人がつながり、その取り組みを食や文化を通じて楽しく交流しながら地域で広めようというものでした。

そのアジアフェア自体は、大型台風とコロナ禍の影響で2度も中止となり日の目を見ませんでした。しかし、今回難民の方々への食糧支援の相談をいただいて、その準備を通じて作られたつながりは生きていることを知りました。何かしなくては…。実行委員会は解散していましたが、事務局仲間だった伊藤さんに相談したところ、他の事務局仲間や関係者に連絡をとってくださり、2月15日に数人でのオンライン会議が実現しました。難民の方々の状況を学び、お互いの立場や気持ちを交流し、支援事例を検討し、ようやく共同の取り組みに向けたスタートに立てたようです。コロナ禍でつづいたフェアが、より切実な形で実践を待っていると感じます。食は楽しみですが、今は日々の命をつなぎ、孤立を防いでつながりを保つ役割を強める時だと知りました。一人の力は微力ですが、ぜひ多くの方にお気持ちやお力をいただければ幸いです。お願いいたします。

目指す姿

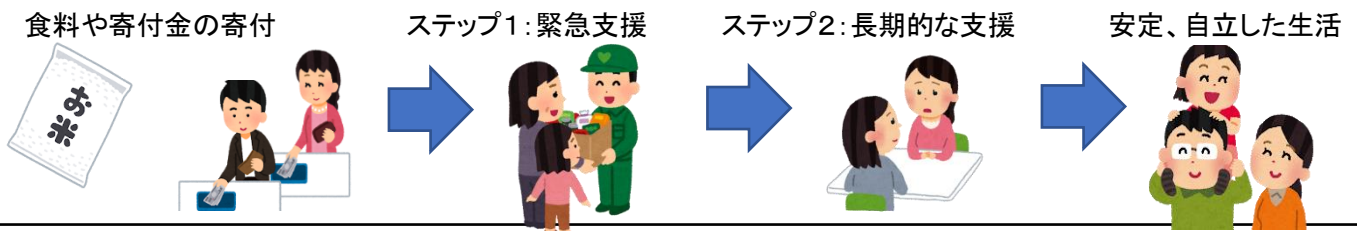
「食料支援を通じて、難民の困窮化・孤立化を防ぎ、DANの目標である難民の安定して自立した生活を実現したい」

①緊急支援の重要性

新型コロナウイルスの影響もあり、DANには、生活に困窮する難民申請者からの相談が増えています。例えば、長期収容されて突然仮放免になった方は、携帯電話を持っていません。また、生活に困窮し、携帯電話の料金が支払えない方もいます。そのような場合、連絡をとる手段が途絶えます。そういう困窮者が、何とかDANに相談に来たときに、緊急支援として食料支援ができないと、その後また連絡が途絶えてしまうことが多々あります。ニーズに即した緊急支援を提供すること、その体制が整っていることは重要です。また、DANが緊急支援を提供できることで、東海地域に暮らす難民の困窮化・孤立化を防止することができます。

②長期的な支援へつなげる重要性

食料支援する意義は、空腹を満たすことは、もちろん重要ですが、困窮化や孤立化を防ぎ、困窮者が支援団体とつながり、ケースワークを通じて、長期的な支援を受け、安定して自立した生活を実現することが目標です。緊急支援から難民申請手続きの支援など長期的な問題解決に向けてのケースワークは、DANスタッフが責任を持って行います。



緊急支援のお願い 寄付金や食料(特にお米)をお寄せください

寄付金による支援の方法

① 郵便振替

口座番号: 00810-5-214832

加入者名: 特定非営利活動法人 名古屋難民支援室

*通信欄に「寄付」とご記入ください

②クレジットカード(名古屋難民支援室 HP)



③ 銀行振込

三菱東京 UFJ 銀行

支店: 名古屋市役所出張所(店番: 192)

口座番号: 普通 0017380

口座名義: 特定非営利活動法人 名古屋難民支援室

ゆうちょ銀行

店名(店番): 二一八(二 イチ ハチ)

種目: 普通

口座番号: 1023157

*お振込みの場合には別途、電子メールにてご氏名、ご住所及びその他のご連絡先(お電話番号、電子メールアドレス)、入金日及び寄付金額をご連絡ください。

食料の寄付方法

前項に記載の連絡先(メール、または電話)あてに送っていただく食料について直接ご相談ください

難民の事例

アジア出身の男性 K さん

家族が代々政治家の K さんは、自身も政治団体の青年部のリーダーとして 5,000 人程の若者を統率していました。

しかし、そのような K さんは反対政党から目をつけられるようになり、危険を感じたため、国内で避難生活を送るようになりました。ある日病床に伏す母が心配で実家に戻ったところ、拉致され、森の中に連行され、青年部全員、支持政党を変更するように言われ、鉄パイプで殴られ、蹴られる暴行を受けました。命の危険を感じた K さんは、支持政党を変えることに同意し、その前に、もう一度だけ母に一目会いたいと言い、何とかその場を逃れました。

その後、出国手段を手あたり次第探していた時に偶然日本のビザを取得することができ、日本に逃れました。しかし、日本に逃れた後、難民申請手続きの方法が分からないまま在留資格は期限が切れました。在留資格がないため、家を借りることもできず、仕事もできず、途方にくれました。何日も食べ物を口にしていない状況が続き、高架下や公園を転々としながら夜を過ごす日々が続きました。空腹に耐えられず、畑で大根を収穫していたおばあさんに声をかけたところ、そのおばあさんが大根を譲ってくれたこと、その大根を口にしたときの喜びは今でも忘れられない、といいます。

難民申請手続きについての情報を得た後、難民申請しましたが、一次手続きは不認定でした。なんとか弁護士と知り合うことができ、弁護士や支援団体の支援を受けながら、主張や立証資料を整理し、審査請求をしたところ、無事難民として認定されました。今は、在留資格が与えられ、就労の資格もあります。自分を受け入れてくれた日本に感謝したいと、同国人を集めてゴミ拾いをしたり、近所の人に自分の名刺を配って困ったことがあれば声をかけて欲しいと伝え、お年寄りが重たい荷物を運ぶのを手伝ったりしています。